



記者発表資料



平成31年1月17日  
環境局資源循環部  
産業廃棄物指導課  
電話 245-5681  
内線 6472

## 産業廃棄物処理業者に対する事業停止命令の発出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、事業停止命令を発出しましたので、お知らせします。

### 1 対象者

- (1) 名称  
株式会社 京葉エナジー
- (2) 代表者  
代表取締役 イワサキ タカシ 岩崎 剛士
- (3) 所在地  
千葉市稲毛区長沼原町716番地2
- (4) 事業場  
千葉市花見川区大日町1280番地の4 他一筆

### 2 命令発出年月日

平成31年1月17日（木）

### 3 命令内容

産業廃棄物収集運搬業及び処分業の全部停止  
特別管理産業廃棄物収集運搬業の全部停止

### 4 停止期間

平成31年2月1日（金）～3月2日（土）（30日間）

### 5 根拠法令

法第14条の3第1号  
法第14条の6により準用する第14条の3第1号

### 6 命令発出理由

当該事業者は、平成30年11月5日（月）の立入検査において、許可申請と異なる場所で、届出を行わずに、産業廃棄物（廃プラスチック類）の保管を行っていた。